

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 2 回

熊野町農業委員会

令和2年度第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年5月20日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	木原	哲男
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員(1名)

委員	2番	中須	岩登
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	正喜
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
書記	木下	祐弘

8. 熊野町職員

農林緑地課 主査	諏訪本	壮太
----------	-----	----

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から令和2年度第2回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番岩井委員、4番橋川委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	本日の議案第3号、第4号につきましては、以前に農業委員会で議決された案件との関連がありますので、報告・議案の順に進めさせていただきます。 それでは、日程第1、報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消願の受理について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第2号の「農地法第3条の許可申請に係る取消願の受理について」、ご説明いたします。 まず、場所については、お配りしております図面1及び2となります。 〇〇地区の〇〇の駐車場から約〇〇m中に入ったところであり、令和2年1月20日開催の令和元年度第8回熊野町農業委員会において提出の「議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について」で議決された案件で、4筆のうち1筆が賃借権の設定が合意解除となったため、許可の取消願を受理しました。 以上でございます。
議長	それでは、日程第2、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の議案の説明を事務局からお願いします。
事務局	議案第3の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。 先ほど、日程第1、報告第2号「農地法第3条の許可申請に係る取消願の受理について」で説明させていただきました土地について、譲渡人から購入し、所有権移転をするものでございます。 なお、現地調査ですが、令和2年1月に佛圓委員と調査済みであり、また、

	今月 1 日に事務局で再度確認した結果、現況に変化がありませんでしたので、中村会長承諾のもと、この度の農地利用最適化推進委員との調査は行いませんでした。 農地法第 3 条の規定による許可申請については、以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連する、農地利用最適化推進委員の調査結果については、令和 2 年 1 月に農地法第 3 条の規定による許可申請の際に報告を受けておりますので省略いたします。 当案件について、質問がありましたら、お願いします。
原委員	〇〇さんはどういう関係なのか？
事務局	(見ている書類は) 前回の議案なので、今回の議案には関係ありません。
原委員	〇〇さんから〇〇さんに賃貸する予定が、なくなったということであるか？
事務局	お見込みのとおりです。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(質問なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第 3、報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可処分^{（注）}の取消願の受理について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第 3 号の「農地法第 5 条の許可申請に係る取消願の受理について」、をご説明いたします。 場所については、お配りしております図面 3 及び 4 となります。〇〇地区の〇〇付近で、令和 2 年 3 月 23 日開催の令和元年度第 10 回熊野町農業委員会において提出の「議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請

	について」議決された案件で、権利の内容が所有権移転でありましたが、売買契約が成立しなかったため、許可の取消願を受理しました。 以上でございます。
議長	日程第４、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の議案の説明を事務局からお願いします。
事務局	議案第４号の農地法第５条の許可申請について、ご説明いたします。 先ほど、日程第３、報告第４号「農地法第５条の規定による許可処分の取消願の受理について」で説明させていただきました土地について、譲渡人と譲受人との売買契約が成立しなかったため賃貸借契約を設定することになったものでございます。場所については、先ほどご説明させていただいた、〇〇地区の〇〇となります。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連する、農地利用最適化推進委員の調査結果については、令和２年３月に農地法第５条の規定による許可の際に報告を受けておりますので省略いたします。 当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	初めは売買ということであったが、結局、賃貸借になったということか？
事務局	お見込みのとおりです。
原委員	手続上、煩雑であるが、しかたない。
岩井委員	ここは、以前見学に行った場所であるか？
事務局	そうです。〇〇予定地の〇〇です。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請につい

	て」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第5、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案の説明を事務局からお願いします。
事務局	議案第5号の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。 場所については、お配りしております図面5及び6となります。 〇〇地区の〇〇の〇〇となります。 譲渡人は、今後は耕作が難しくなるということから、〇〇建設のため、賃貸借をされたいとのことです。当該地付近は住居に囲まれており、周囲の農地に影響を与えることも無いと思われます。また、資金計画についても妥当なものとなっており特に問題ありません。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。それでは、世良委員お願いします。
世良委員	先日、〇〇と現地を見てまいりました。 場所は〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで、面積は2074.07㎡です。譲受人が〇〇です。そこには〇〇と〇〇が建つ計画です。三方を道路に囲まれ、境界もはっきりしており、揉めることはないと思われます。現在も休耕地で今後も耕作の予定がない見込みです。以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
菅尾委員	〇〇の種類は？
事務局	詳細については確認していないが、建物としては4棟でそのうち1棟は〇〇になるということであるが、残りの3棟については現時点では不明です。
菅尾委員	〇〇とは、どのような会社か。
木原委員	〇〇を展開している会社で、〇〇施設を誘致する専門の会社です。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご異

	議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第6、報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」日程第7、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第4号及び第5号について、ご説明いたします。場所については、お配りしております図面7から図面10の計4枚となります。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、第4条の規定による届出が2件、第5条の規定による届出が4件ありましたことを、ご報告します。説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。